

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第14号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る特別休暇)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第14条第1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第16条の表第8号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。)第15条の表第8号に規定する場合における特別休暇とする。</p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る特別休暇)</p> <p>第2条 条例第3条第1号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第14条第1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第16条の表第8号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。)第15条の表第8号に規定する場合における特別休暇とする。</p>
	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る<u>養育の方法</u>)</p> <p>第3条 条例第3条第4号の人事委員会規則で定める方法は、<u>育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。</u></p>

(育児休業の承認の請求)

第3条 略

(育児休業の期間の延長の承認の請求)

第4条 略

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第3条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第6条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第7条 略

(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第8条 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に係る特別休暇)

第9条 略

(育児休業の承認の請求)

第4条 略

(育児休業の期間の延長の承認の請求)

第5条 略

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(4) 条例第5条第1号に掲げる事由が生じた場合

2 略

3 第4条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第7条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第8条 略

(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第9条 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に係る特別休暇)

第10条 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に係る養育の方法)

第11条 条例第11条第5号の人事委員会規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間

<p>(特別の形態による育児短時間勤務)</p>	<p><u>を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。</u></p>
<p><u>第10条</u> 略</p>	<p>(特別の形態による育児短時間勤務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>
<p>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</p>	<p>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</p>
<p><u>第11条</u> 略</p> <p>2 <u>第3条第2項</u>の規定は、育児短時間勤務の承認の請求又は期間の延長の請求について準用する。</p>	<p><u>第13条</u> 略</p> <p>2 <u>第4条第2項</u>の規定は、育児短時間勤務の承認の請求又は期間の延長の請求について準用する。</p>
<p>(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)</p>	<p>(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)</p>
<p><u>第12条</u> <u>第5条</u>の規定は、育児短時間勤務について準用する。</p>	<p><u>第14条</u> <u>第6条</u>の規定は、育児短時間勤務について準用する。<u>この場合において、同条第1項第4号中「条例第5条第1号」とあるのは、「条例第14条第1号」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(部分休業の時間から減じる特別休暇の時間)</p>	<p>(部分休業の時間から減じる特別休暇の時間)</p>
<p><u>第13条</u> 略</p>	<p><u>第15条</u> 略</p>
<p>(部分休業の承認の請求手続)</p>	<p>(部分休業の承認の請求手続)</p>
<p><u>第14条</u> 略</p> <p>2 <u>第3条第2項</u>の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。</p>	<p><u>第16条</u> 略</p> <p>2 <u>第4条第2項</u>の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。</p>
<p>(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p>	<p>(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p>
<p><u>第15条</u> <u>第5条</u>の規定は、部分休業について準用する。</p>	<p><u>第17条</u> <u>第6条</u>の規定は、部分休業について準用する。<u>この場合において、同条第1項第4号中「条例第5条第1号」とあるのは、「条例第22条の規定により準用する条例第14条第1号」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(給与の減額方法)</p>	<p>(給与の減額方法)</p>
<p><u>第16条</u> 略</p>	<p><u>第18条</u> 略</p>
<p>(雑則)</p>	<p>(雑則)</p>
<p><u>第17条</u> 略</p>	<p><u>第19条</u> 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動

条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等) <u>第10条の5</u> 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、<u>条例第10条第2項又は第3項の請求に係る一の期間の初日（以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。この場合において、<u>条例第10条第2項の請求に係る期間と同条第3項の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。</u></u></p> <p><u>2 第10条の3第2項及び第3項の規定は、<u>条例第10条第2項の請求について準用する。</u></u></p> <p><u>3 任命権者は、<u>条例第10条第3項の請求があった場合には、同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u></u></p> <p><u>4 任命権者は、<u>条例第10条第3項の請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時</u></u></p>	<p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限) <u>第10条の5 条例第10条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。</u></p> <p><u>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u></p> <p><u>(3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u></p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等) <u>第10条の6</u> 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間の初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに<u>条例第10条第2項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項の請求書が提出された場合には、<u>条例第10条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに請求をした職員に対し通知しなければならない。</u></u></p> <p><u>3 任命権者は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求が</u></p>

間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第10条第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

5 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

6 第10条の3第4項の規定は、条例第10条第2項又は第3項の請求について準用する。

第10条の6 条例第10条第2項又は第3項の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第10条第2項又は第3項の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 略

(2) 当該請求に係る子が、条例第10条第2項の請求にあつては3歳に、同条第3項の請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

3 略

4 第10条の3第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の7 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める期間

あつた場合で、条例第10条第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 任命権者は、請求の事由について確認する必要があると認めるときは、請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第10条の7 前条第1項の請求書が提出された日から時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第10条の5各号のいずれにも該当することとなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 略

(2) 請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3 略

4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の8 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める期間

は、2週間以上の期間とする。

- 3 第10条の3及び第10条の4（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者（条例第10条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、第10条の9及び第16条において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第4項」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）
第10条の8 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、条例第10条第5項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）に係る一の期間の初日（以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。

- 2 任命権者は、請求があった場合には、条例第10条第5項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 任命権者は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第10条第5項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 5 任命権者は、請求の事由について確認する必要が

は、2週間以上の期間とする。

- 3 第10条の3及び第10条の4（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者（条例第10条第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第3項」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）
第10条の9 第10条の6及び第10条の7（同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の6第1項から第3項までの規定中「第10条第2項」とあるのは「第10条第4項」と、第10条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる」とあるのは「前項第1号又は第2号の」と読み替えるものとする。

あると認めるときは、当該請求をした職員に対して
証明書類の提出を求めることができる。

第10条の9 請求がされた後時間外勤務制限開始日の
前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生
じた場合には、当該請求はされなかったものとみな
す。

- (1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る要介護者と請求をした職員と
の親族関係が消滅した場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して請求に係る期
間を経過する日の前日までの間に、前項各号に掲げ
るいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、
時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日まで
の期間についての請求であったものとみなす。

3 職員は、第1項各号に掲げる事由が生じた場合に
は、遅滞なく、人事委員会が別に定める届出書によ
り、その旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用す
る。

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める
場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2
項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に
掲げる期間とする。

略	
(12)の3 12歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子 (配偶者の子を含む。以下この号 において同じ。)を養育する職員 が、その子の看護(負傷し、若し くは疾病にかかったその子の世話 又は疾病の予防を図るために必要 なものとして人事委員会が定める その子の世話をを行うことをい う。)のため勤務しないことが相 当であると認められる場合	一の年におい て5日(その 養育する12歳 に達する日以 後の最初の3 月31日までの 間にある子が 2人以上の場 合にあって は、10日)を 超えない範囲 内でその都度 必要と認める 期間
(12)の4 要介護者の介護その他の 人事委員会が定める世話をを行う職 員が、当該世話をを行うため勤務し ないことが相当であると認められ	一の年におい て5日(要介 護者が2人以 上の場合にあ

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める
場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2
項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に
掲げる期間とする。

略	
(12)の3 12歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子 (配偶者の子を含む。)を養育す る職員が、その子の看護(負傷 し、又は疾病にかかったその子の 世話をを行うことをいう。)のため 勤務しないことが相当であると認 められる場合	一の年におい て5日を超え ない範囲内で その都度必要 と認める期間

る場合	っては、10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間		
略		略	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)</p> <p><u>第9条の5</u> 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、<u>条例第8条第2項又は第3項</u>の請求に係る一の期間の初日(以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を</p>	<p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p><u>第9条の5</u> <u>条例第8条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。</u></p> <p>(2) <u>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u></p> <p>(3) <u>8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u></p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)</p> <p><u>第9条の6</u> 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間の初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに<u>条例</u></p>

明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。この場合において、条例第8条第2項の請求に係る期間と同条第3項の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 第9条の3第2項及び第3項の規定は、条例第8条第2項の請求について準用する。

3 市町村教育委員会は、条例第8条第3項の請求があった場合には、同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

4 市町村教育委員会は、条例第8条第3項の請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第8条第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

5 市町村教育委員会は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

6 第9条の3第4項の規定は、条例第8条第2項又は第3項の請求について準用する。

第9条の6 条例第8条第2項又は第3項の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第8条第2項又は第3項の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの請求は、時間外勤務制限

第8条第2項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の請求書が提出された場合には、条例第8条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 市町村教育委員会は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第8条第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 市町村教育委員会は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 市町村教育委員会は、請求の事由について確認する必要があると認めるときは、請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第9条の7 前条第1項の請求書が提出された日から時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第9条の5各号のいずれにも該当することとなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期

開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 略

(2) 請求に係る子が、条例第8条第2項の請求にあつては3歳に、同条第3項の請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

3 略

4 第9条の3第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の7 条例第8条第4項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第8条第4項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第9条の3及び第9条の4(同条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第8条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、第9条の9及び第15条において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条第1項」とあるのは「第8条第4項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の8 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、条例第8条第5項の請求(以下この条及び次条において「請求」という。)に係る一の期間の初日(以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、請求があつた場合には、条例第8条第5項に規定する措置を講ずることが著し

間についての請求であつたものとみなす。

(1) 略

(2) 請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3 略

4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の8 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第9条の3及び第9条の4(同条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第8条第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条第1項」とあるのは「第8条第3項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の9 第9条の6及び第9条の7(同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の6第1項から第3項までの規定中「第8条第2項」とあるのは「第8条第4項」と、第9条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる」とあるのは「前項第1号又は第2号の」と読み替えるものとする。

く困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 市町村教育委員会は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第8条第5項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 市町村教育委員会は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合には、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 市町村教育委員会は、請求の事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第9条の9 請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

3 職員は、第1項各号に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく、人事委員会が別に定める届出書により、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(12)の3	12歳に達する日以後の最
	一の年におい

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(12)の3	12歳に達する日以後の最
	一の年におい

<p>初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>て5日（その養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>	<p>初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>て5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>
<p>(12)の4 要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>		
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第6号。以下「改正条例」という。）による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「新勤務時間条例」という。）第10条第2項の請求若しくは改正条例による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「新県費負担教職員勤務時間条例」という。）第8条第2項の請求又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする新勤務時間条例第10条第3項の請求若しくは新県費負担教職員勤務時間条例第8条第3項の請求を行おうとする職員は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第10条の5第1項又は第3条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の5第1項の規定の例により、これらの請求を行うことができる。
- 施行日前に承認された第2条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の表第12号の3の休暇については、第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の表第12号の3の休暇として承認されたものとみなす。
- 施行日前に承認された第3条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第12号の3の休暇については、第3条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第12号の3の休暇として承認されたものとみなす。